

総行住第33号
令和2年3月11日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたマイナンバーカードの
保管期間の延長等について（通知）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

交付通知書を送付した後、申請者が受け取りに来ないマイナンバーカードについては、別添「通知カード及びマイナンバーカードの適正な保管の徹底について（通知）」（平成29年10月18日付け総行住第236号通知）により取扱いを示しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢及び感染拡大の防止の観点から、当面、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

貴職におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 交付通知書に記載する受取期限については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び地域の実情を踏まえ、適切に設定されたいこと。
- 2 交付通知書を送付後、一定期間経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来ない場合に送付することとしている交付通知書（督促）については、当面、送付を差し控えられたいこと。
- 3 既に交付通知書（督促）を送付しているマイナンバーカードについては、当該送付の日から90日を経過しても申請者がカードを受け取りに来ない場合には、交付取りやめ処理及び廃棄処理を行うこととしているが、当面、これを行わず、保管を継続することとされたいこと。

総務省自治行政局住民制度課
担 当：小泉係長、及川官、尾崎官
T E L：03-5253-5517（直通）
F A X：03-5253-5592
メール：juki@soumu.go.jp

総行住第 2 3 6 号
平成 29 年 10 月 18 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

通知カード及びマイナンバーカードの適正な保管の徹底について (通知)

返戻された通知カード及び交付前のマイナンバーカード (以下「カード」という。) の適切な保管については、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準 (平成 27 年 9 月 18 日総務省告示第 314 号。以下「技術的基準」という。) 及び通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準について (平成 27 年 9 月 18 日付け総行住第 132 号総務省自治行政局長から各都道府県知事あて通知) により周知しているところですが、今般、役所で保管していたマイナンバーカードが多数紛失したという事案が判明したところであり、極めて遺憾であります。

技術的基準の第 2 の 1 の (2) のア及び第 4 の 1 の (1) のイにおいては、カードを保管庫等に保管し、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこととされています。

各市区町村におかれては、上記の技術的基準の該当部分を示した別紙資料並びに別紙参考例をもとに、現在のカードの保管の体制や手順等を再確認するほか、現に保管されているカードの状況を点検の上、必要に応じ改善策を検討するなど、カードの適正な保管に万全を期すようお願いします。

また、交付通知書を送付した後申請者が受け取りに来ないマイナンバーカードについては、「通知カードの運用上の留意事項、個人番号カードの運用上の留意事項及び転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項」(平成 27 年 9 月 29 日総行住第 138 号) 及び「交付通知書を送付した後申請者が受け取りに来ない個人番号カードの保管期間の延長について」(平成 28 年 9 月 21 日総行住第 191 号) により取扱いを示してきたところですが、今回の事案を受け、この取扱いを改め、別紙 2 のように取り扱うこととするので、適切に対応するようお願いします。

各都道府県知事におかれては、この旨を承知の上、指定都市を除く域内の市区町村に周知・徹底されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別紙1) (略)

(別紙2)

交付通知書を送付した後申請者が受け取りに来ない個人番号カードの保管について

(市町村窓口での発生事象)

個人番号カード交付通知書を送付後、一定期間経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来ない場合

(市町村窓口での対応案)

カード交付通知書(督促)を送付する。この際、カード交付通知書(督促)を送付した日から90日間を経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとみなし、保管期間経過後廃棄する旨を明示する。

実際に当該期間を経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとして、交付取りやめ処理及びマイナンバーカードの廃棄処理を行う。

(備考)

送付するカード交付通知書(督促)については、市町村において用意する。

(技術的基準) (略)

マイナンバーカードの保管等に係る取扱い

(交付時来庁方式の場合)

交付申請受付

↓ (概ね1ヶ月)

交付通知書送付

受取期限の適切な設定(記1)

↓ (一定期間経過)

交付通知書(督促)送付

送付の差し控え(記2)

↓ (90日の保管期間経過)

保管の継続(記3)

交付取りやめ処理及び廃棄処理